事務連絡

令和２年５月１５日

各都道府県入札契約担当部局長 殿

各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について

このたび、令和２年５月14 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」という。）が変更されたところですが、施工中の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和２年４月８日付け国土入企第６号）（以下「４月８日付け通知」という。）の「２．施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう受注者に対して周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

対象地域における工事等については、引き続き、受注者からの申出に応じて協議を行い、工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止等の措置を適切に行っていただくとともに、対象地域外における工事等については、４月８日付け通知「１．施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

また、国土交通省直轄事業において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について（＊１）のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和２年５月４日の緊急事態宣言の延長に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3 月28 日（令和2 年5 月14 日変更）、以下「対処方針」という。）において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、５月４日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和２年４月17 日国土建第７号）等により周知を行ってきましたが、今般、対処方針の改訂を踏まえ、 建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を拡充させた他、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月14 日版）」（＊２）にとりまとめ、建設業者団体宛てに送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

※1、＊２文書はデータ量が膨大なため、栃木県建設業協会ホームページ新型コロナウイルスQ＆Aに貼り付けてあります。